

平成26年 4月18日 開会

平成26年 4月18日 閉会

平成26年4月臨時会

# 美作市議会会議録

平成26年第2回4月臨時会目次

◎ 第1日（4月18日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開    会	3
閉    会	42

平成26年4月18日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成26年第2回美作市議会4月臨時会)

平成26年4月18日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の一部変更について
- 日程第4 選挙第3号 勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について
- 日程第5 発議第3号 株式会社雲海に関する調査特別委員会の平成26年度の調査経費についての決議
- 日程第6 発議第4号 美作市議政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 同意第1号 副市長の選任について
- 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議案第49号 美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例の制定について
- 議案第50号 みまさかの地酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 追加日程第1 同意第9号 副市長の選任について
- 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 同意第11号 監査委員の選任について
- 同意第12号 監査委員の選任について
- 同意第13号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	山 本 重 行
9番	尾 高 誉 久	10番	岡 崎 正 裕
11番	西 元 進 一	12番	本 城 宏 道
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成

17番 鈴木悦子

18番 山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

17番 鈴木悦子

2番 重平直樹

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市長 萩原誠司

教育長 内海壽志

政策審議監 福原 覚

総務部長心得総務課長 尾崎功三

企画振興部長心得協働企画課長 景山二男

市民部長 安東弘子

税務部長 西浦豊照

環境部長心得環境課長 角南良雄

保健福祉部長 山本直人

建設部長心得建設管理課長 青山元美

田園観光部長 江見幸治

上下水道部長 山本和利

教育次長 小林昭文

消防長心得消防総務課長 藤岡昭彦

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

課長 皆木敏治

主任 青木志保

主事 平田敦士

**議長（山本 雅彦君）**

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、定刻が参りましたので、ただいまより平成26年第2回4月美作市議会臨時会を開会をいたします。

本日の出席は全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告いたします。

先般、市議会議員補欠選挙で当選された金谷議員の常任委員会の所属について、委員会条例第8条の規定により、総務委員会に選任いたしましたので、御報告をいたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

改めて、皆さんおはようございます。

発言の許可をいただきまして、まことにありがとうございます。

まずは、先般韓国において悲惨な海難事故が発生をいたしまして、多くの方々が犠牲になりました。心より市民を代表して、同情とそして哀悼の意をささげたい、そう思います。

さて、当市におきましては、御案内のとおり先月の30日執行という形で市長選が行われ、その市長選挙の中におきまして市民の方々が当市の将来の展望を開くために市全体の刷新を強く求める、その意識が明確に提示されたわけでございまして、その市民の方々からの強い御要請を踏まえての本臨時会開催の運びになりました。そして、市政刷新のための基礎的な条例及び人的な基盤整備、さらには情報の公開といった内容を含む議案の上程をさせていただきました。ぜひとも活発なる御審議のもとに御同意、御議決を賜りますように、まずはお願いいたします。

そして、私どもは議会の方々のバックアップを得て、徹底的に自己改革を行うとともに、外に向けて当市を発信し、また外の資源を当市に呼び込む積極的な営業活動を展開する覚悟でございますので、議員諸氏におかれましても、どうぞや市勢発展のための我々の努力を時には厳しくチェックし、時には温かく支援を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により17番鈴木悦子議員、1番重平直樹議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第2、「会期の決定」を行います。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る4月10日午後1時から、議長、委員、市長、副市長、教育長、政策審議監、担当部部長心得出席のもと、議会運営委員会を開催し、4月臨時議会の会期及び会議日数等の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日4月18日の1日とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長から送付されました議案は人事案件8件、報告1件、承認1件、条例の制定案2件、以上の12件の議案であります。

議員からの議案は、「勝田郡老人福祉組合議会議員選挙について」、「株式会社雲海に関する調査特別委員会の平成26年度の調査経費についての決議」、「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」の3件であります。

議案審議は即決案件とし、人事案件は討論を省略し、提案説明の後、質疑、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告にかえます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日18日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日18日の1日間と決定をいたしました。

### **日程第3 議席の一部変更について**

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第3、「議席の一部変更について」を行います。

会議規則第4条の規定により、議長において指定することになっておりますが、申し合わせにより副議長席を17番、議長席を18番とし、当選回数ごとで年少議員から議席の小さい順とします。ただし、任期途中の選挙で当選の場合は、当選回数ごとの最初の議席とすると決定をしております。よって、金谷典子議員を議席番号1番といたしたいと思っております。

これに伴い、議席の一部変更がありますので、事務局職員に朗読をさせます。

**議会事務局課長（皆木 敏治君）**

それでは、失礼いたします。それでは、朗読をさせていただきます。

議席番号1番金谷典子議員、2番重平直樹議員、3番安藤功議員、4番安本博則議員、5番谷本有造議員、以上の議席が変更となっております。6番以降は変更はございません。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

お諮りをいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定をいたしました。

これより議席の変更をしていただきますが、その際には名札を持って移動をお願いします。

それでは、暫時休憩いたしますので、議席の変更をお願いいたします。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、再開をいたします。

## 日程第4 選挙第3号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第4、選挙第3号「勝田郡老人福祉施設組合議会議員選挙について」を議題といたします。

私が勝田郡老人福祉施設組合議会議員を辞任したことにより1名欠員が生じております。

勝田郡老人福祉施設組規約第7条により、組合議員に欠員が生じたときはその組合議員の属していた関係町村は速やかにこれを補充しなければならないとなっております。

本件につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法をとりたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

勝田郡老人福祉施設組合議会議員に金谷議員を指名いたします。



お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました金谷議員を勝田郡老人福祉施設組合議会議員の当選者と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました金谷議員を勝田郡老人福祉施設組合議会議員の当選者に決定をいたしました。ついては、本会議場におられます金谷議員に対しましては、本席から口頭により会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

## **日程第5 発議第3号「株式会社雲海に関する調査特別委員会の平成26年度の調査経費についての決議」**

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、続きまして、日程第5、発議第3号「株式会社雲海に関する調査特別委員会の平成26年度の調査経費についての決議」についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）〔登壇〕**

失礼します。それでは、ただいま上程をされました「株式会社雲海に関する調査特別委員会の平成26年度の調査経費についての決議」を朗読をもって説明し、詳細については朗読の後、申し上げます。

〔以下朗読〕

それで、350万円の内訳でございますけれども、参考人として5名掛ける4回、1回5,000円でございますので、これが10万円となります。それから、委員の費用弁償、6名で2,000円、これを20回の予定をいたしております。これが24万円。それから、弁護士費用でございますが、これが一番費用の中で大半を占めるのでございますが、1回につき交通費込み、全部込みで5万円となっております。これを20回。場合によってはこれ3名必要になるかと思っておりますので、これが300万円となっております。それで、詳細な足し算をしますと334万円となりますので、350万円以内というふうに決定をさせていただきました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

反対するもんじゃないです。多くあげたいというふうに思っ言わせてもらいます。

費用弁償2,000円という分ですが、これは私たちは2,000円で結構です。私たちは2,000円をもらって、委員会で参加したときは2,000円もらっただけですが、一般の人が指名で来られたりするときには少しやっばり安過ぎるということがあるんで、その点では百条委員会でちゃんと検討されて、準じてということになしに、市民が行政に対して意見を求められて参加するわけですから、そういう点では若干の融通というか、余裕があってもいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

この5,000円につきましては、根拠というのが私も詳しいことは承知はいたしておりませんが、これ事務局のほうで根拠法令があるのかなのか、そういった中で5,000円というのを提示させていただきましたので、私はこれが高いか安いかというのはちょっと承知はいたしておりません。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

条例もあるんですけど、やっぱりこういうときには少なくとも意見をちゃんと求めるということなんで、そういう点では意見を求められるという方は相当の方なんで、議会としても若干の配慮が必要だというふうに思うんで、今後はそういう点での配慮を求めたいというふうに思って意見だけを言わせてもらいました。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第5、発議第3号「株式会社雲海に関する調査特別委員会の平成26年度の調査経費についての決議」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第3号は原案のとおり可決をされました。

## 日程第6 発議第4号「美作市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（山本 雅彦君）

それでは、続きまして、日程第6、発議第4号「美作市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいま上程されました発議第4号「美作市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」。

〔以下朗読〕

以上、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第6、発議第4号「美作市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第 7	同意第 1号「副市長の選任について」
	同意第 2号「教育委員会委員の任命について」
	同意第 3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」

- て」
- 同意第 6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
- 同意第 7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
- 同意第 8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
- 日程第 8 報告第 3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」
- 日程第 9 承認第 1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」
- 日程第 10 議案第 49号「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例の制定について」
- 議案第 50号「みまさかの地酒で乾杯を推進する条例の制定について」

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、日程第7、同意8件、日程第8、報告1件、日程第9、承認1件、日程第10、議案2件、同意第1号から同意第8号、報告第3号、承認第1号、議案第49号から議案第50号を一括議題といたします。

なお、議会委員長の報告でありましたように全議案即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第7、同意第1号「副市長の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

ただいま御上程いただきました同意第1号「副市長の選任について」御説明を申し上げたいと存じます。

平成26年4月17日、昨日でございますけれども、付で岩崎清治氏が副市長の職を辞されたことに伴いまして、新たに安部薫氏を副市長に御選任をいたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

同氏は平成17年合併により美作市誕生の際に市民部の市民税課長となり、以後市民部次長、市民部長の要職を歴任し、その間豊富な行政経験を生かして本市の懸案事項をよく承知し対処をしていただき、平成23年3月31日付において御退職になってございます。

同氏は人心をまとめ、また公正で行動力ある人柄でもありまして、さらに私の拝見するところ市民の方々の刷新に対する思いも非常によく理解をされておられ、この刷新についての各種事務事業を着実に実行をできる重要な協力者として最適任であると考えております。

略歴等につきましては、配付をさせていただきました資料をごらんいただければと存じます。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。終わります。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

反対じゃないです、賛成です。

萩原市長との初めての論議なんで、そういう点では少し踏み込んで話をさせてもらいたいというふうに思っています。

副市長のあり方ですが、これは必ず市長の擁護に当たって、本当の意味での市民サイドからのいわゆる刷新という市長の求められるような、そういう形での対応というのが全くなかった。今まで私は2人ほど副市長とつき合わせてもらいましたが、この人たちは必ず悪政の全面的な旗振り役をやるということがあるんです。

これは私の経験ですが、勝田にクリーンセンターというのができようります。このクリーンセンターの造成工事に対して副市長と私との話では8工区に分けて地元業者に……。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、副市長の選任についての質疑でございますので、それ以外のお話は控えてください。

11番（西元 進一君）

いやいや。そういう経過があって、そういう中で指名委員会の当日じゃないけど、前の日に私が出てやりますという経過をされたんです。明るる日に市長と話をして、そりゃ安東市長が反対者が多い勝田で勝田の業者に渡したら、入り口を勝田の業者がとってごじゃごじゃされたら工事がうまくいかないということを説明されて吉田組を指名したんです。

議長（山本 雅彦君）

固有名詞はやめてください。

11番（西元 進一君）

それで……

〔「議長、できるんやるん」と呼ぶ者あり〕

やりやあええがな、ちゃんと。黙つとれ。

議長（山本 雅彦君）

お静かに。

副市長の選任同意の質疑でございますので、それ以外のことは言わないようにしてください。

11番（西元 進一君）

そういうことでやって、しかもそれが通るということをもう確約されたような言い方でやられたんです。そういう点では、私は市長とその副市長は毎日協議されてコミュニケーションとられるんですけど、やっぱりそこでは市長が市民サイドからの意見として副市長の意見を聞くという風通しが必要だというふうに思うんです。そういう点では、風通しが悪い、しかも旗振り役では悪政に対する悪い意味でのそういうものに対して自分が先陣を切って旗振りをするというような、私たちの約束を何もほごにしてでも市長の言うことを聞くということでは、私は副市長の責務はないと思っと思います。

そういう点では、市長との風通しの問題と市民サイドから考えて副市長はやっぱり刷新に対する市長の施政に対する意見というものはちゃんと言うと。そういうことをきちっとしてもらわないと、私たちが選任同意して起立して賛成多数だからもうそれでよろしいということではないという、負託に応えるという、美作市民に対して自分は美作市民から給料もろうて、市長からもろうたんじゃないんじゃということをきちっと把握された対応を求めたいというふうに切に思うんで、そういう点ではよろしくお願いします。市長の感想

がありや言うてください。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

答弁はこちらですか。

議長（山本 雅彦君）

そこでいいです。自席をお願いします。

市長（萩原 誠司君）

今、西元議員がるるお述べになった御意見、これは恐らく多くの市民の方々の思いに共通する部分があって、それをベースにして今回選任をいたしました。したがって、先ほども申し上げたように、安部氏の選任については市民の思いをよく理解をしているということをベースにさせていただいたつもりでありまして、そのことは議事録にもしっかり残っておりますので、今後の市政運営に、同氏としても私としても今の議論を踏まえたものにいたします。

以上です。

〔11番西元進一君「もう一回、議長」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

萩原市長、ありがとうございます。

それで、そういう議論が欲しかったんです。私は萩原市長になってそういう議論ができるだろうというふうに思って言うたわけです。そういう点では萩原市長の答弁というのは的を射とるし、私が求めとる以上にそういうものとしての答弁だったというふうに思うんで、切にそういうことを踏まえてきちっと強力で推進してもらおうということをよろしくお願いしときたいと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

次に、同意第1号、委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、同意第1号「副市長の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第1号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、日程第7、同意第2号「教育委員会委員の任命について」、市長より提案説明を求めます。  
市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました同意第2号「教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

平成26年5月24日で任期の満了となります1名の委員の方にかわりまして、新たに福島信夫氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

福島氏は、昭和44年から岡山県美作高等学校に勤務され、平成13年4月から教頭として、また退職後も引き続き同校の講師として勤められるなど、45年という長きにわたり学校教育に携わり、教育に関し豊富な経験と知識を有しておられます。教育行政を推進していただく方として適任であると考え、御同意をお願いするものでございます。

略歴等につきましては、配付をいたしました資料を御確認いただければと存じます。御審議の上、何とぞ御同意をちょうだいできますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第2号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

同意第2号「教育委員会委員の任命について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第2号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、市長部局とは独立した中立的、専門的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行う行政委員会でございます。委員は美作市の住民、市税の納税義務がある者または固定資産の評価について地方税法第423条第3項の規定により、学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任することとなっております。

美作市におきましては、美作市税条例第78条により6名の委員を置き、任期は3年となっております。その審査委員会委員全員の任期が平成26年5月23日、この5月23日でございますけれども、満了する予定となっております。そのための同意の了承でございます。

まず、松本基氏は平成23年5月24日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、再任をお願いするものでございます。

経歴等につきましては、配付資料をごらんいただきますようお願いいたします。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第3号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしております。会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第3号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程されました同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明を申し上げます。

背景、内容につきましては先ほどと同様でございますが、井上昭雄氏は平成20年5月24日から固定資産評価審査委員会委員に就任をされておりますが、再任をお願いするものでございます。何とぞ御審議の上、御同意をちょうだいできますようお願いをいたします。〔降壇〕



**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。  
これより質疑をお受けします。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。  
次に、同意第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。  
美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。  
それでは、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第4号は承認することに決定をいたしました。  
続きまして、同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。  
市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程をされました同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明を申し上げます。  
明石和俊氏は平成23年5月24日から固定資産評価審査委員会委員に就任されてございますが、再任をお願いするものでございまして、御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。  
次に、同意第5号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。  
美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第5号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第5号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明を申し上げます。

豊福圭三氏は平成20年5月24日から固定資産評価審査委員会委員に就任されております。再任をお願いを申し上げるものでございまして、御審議の上、何とぞ御同意をいただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第6号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第6号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第6号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明を申し上げます。

岩本定男氏を新たに固定資産評価審査委員会の委員をお願いをいたしたいという件でございまして、御経歴等につきましては配付をさせていただきました資料を御確認いただきますようお願いいたします。御審議の上、何とぞ御同意をちょうだいできますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第7号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第7号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第7号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明を申し上げます。

丸本學氏は平成20年5月24日から固定資産評価審査委員会委員に就任されてございますが、このたび再任をお願いするものでございまして、御審議の上、何とぞ御同意をちょうだいできますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第8号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第8号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第8号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、報告第3号損害賠償についてであります。

日程第8、報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」について、御報告をいたします。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条の第2項の規定により報告をするものでございます。

それでは、専決処分の内容でございますけれども、専決処分の日といたしましては平成26年3月17日、そして損害賠償の額につきましては22万5,000円。相手方は書面記載のとおりでございます。

そして、議案の概要及び和解の要旨でございますけれども、平成26年2月10日でございますけれども、その午前9時15分ごろ、当市の湯郷826番地の湯郷地域交流センター駐車場におきまして自車が発車する際に右側の確認を怠ったために、右側から同駐車場に入ってきた車と接触をいたしましたわけでございまして、この事故で損傷した相手方車両の修理費を責任割合により賠償し、和解をするものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

この件につきましては、さきの全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第3号を終わります。

続きまして、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、市長の提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました承認第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成26年3月31日に専決処分をいたしました。それによりまして、同条第3項の規定によりまして報告

を申し上げ、議会の承認をちょうだいしようとするものでございます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」でございますけれども、内容について若干の御説明を申し上げます。

本件は、平成26年度税制改正によりまして、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして本市の税制においても所要の措置を講ずる必要が生じるため、美作市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援分、介護納付分の課税額に係る課税限度額の引き上げ、軽減判定所得の算定方法の変更による軽減措置の拡充などでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

税務部長。

**税務部長（西浦 豊照君）**〔登壇〕

先ほど市長のほうで申し上げました説明について、いまいし詳しく申し上げます。

第2条の課税限度額の引き上げにつきましては、後期高齢者支援分の限度額が14万円から16万円、2万円引き上げられ、介護の限度額が12万円から14万円になり、同じく2万円引き上げられます。医療分は変更なしで51万円でありますので、限度額の合計額は現行77万円だったものが81万円となります。

続きまして、18条は地方税法施行規則24条の37の第1項が24条の36への条ずれでございます。

23条は国民健康保険税の減額についてでございますけれども、国民健康保険税の均等割と平等割の軽減判定基準額の算定におきまして5割軽減基準と2割軽減基準が拡大されております。5割軽減判定基準の場合、今までの算定式は世帯主を除く被保険者数及び特定同一世帯所属者数掛ける24万5,000円プラス33万円であったものが、世帯主を含めて算定するということとなりました。また、2割軽減判定基準の場合、現行では被保険者及び特定同一所属者数掛ける35万円プラス33万円であったものが、被保険者及び特定同一世帯所属者数掛ける45万円プラス33万円となり、拡大をされます。

今回の改正によります国保税の影響については、限度額の引き上げはありますが、軽減拡大の影響によりまして保険税収入は減額が見込まれますが、年度途中の異動等、いろいろな要因がありますので、最終的には補正での対応を考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに

決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本城議員、討論ありますか。

**12番（本城 宏道君）**

違う、違う。

**議長（山本 雅彦君）**

よろしい。

これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、承認第1号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、日程第10、議案第49号から議案第50号について、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました議案第49号及び議案第50号の各案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第49号「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例の制定について」でございますが、先ほどの冒頭御挨拶でも申し上げましたとおり、美作市政の刷新についての市民の方々の強い要請を受けまして、法令遵守の徹底、その他を内容とした市政刷新というものにつきまして、それを集中的に行うための特別の機関をおおむね今後4年間として定め、その間における人的な基盤、刷新を行うための人的な基盤を整備するための特別の措置を定めるとともに、これに加えまして市政刷新の基本でございます情報公開による市民との協働というための基礎的条件として行政情報の積極的公開のための条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、市政刷新期間、すなわち平成30年3月29日までの間におきまして、副市長の定数を2名以内とし、教育委員の定数を6名以内、また監査委員の定数を4名以内と、それぞれ定めるものでございまして、また事務執行、政策決定過程等の行政情報を積極的に公開する情報公開条例の一部を改正することが基礎となっております。

なお、本条例におきましては、2名の副市長の給与の額を定めることとしておりまして、これによりまして2名の副市長の給与の合計が従前の1名の副市長の給与に相当する形となっておりますので、念のためつけ加えて申し上げておきたいと存じます。

次に、議案第50号「みまさかの地酒で乾杯を推進する条例の制定について」でございますが、本件につきましても先ほどの選挙期間等を通じまして市民の方々から御要請ございましたが、美作市の水、米等を利用してつくられる日本酒、どぶろく等、地域の特産品の一つである地酒による乾杯の習慣を広め、日本文化への理解と郷土愛を醸成し、市内の地場産業の発展と活性化を図るため、新たに条例を制定したいと考えたも

のでございます。

以上、簡単でございますけども、両議案について御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく御議決を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

#### 議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

議案第49号「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例の制定について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

本城議員。

#### 12番（本城 宏道君）

二、三、質問をしたいわけですが、定義の2条2項の中にあるわけですが、これは情報の公開で日本国内の自治体における最高水準を達成するということになっておりますが、この最高水準というのはどういう状態のときを最高とみなすのか、それはどういう、誰が判定をするのかということ。

それから、3項の中で市民協働の精神を市政全般に拡大するということになっておるわけですが、この協働の精神の範囲、これがどの程度のものなのか、具体的にはどういうものを指すのか、お答え願いたいと思います。

また、5項の情報発信力を高め、市外資本の獲得ということに記載してございますが、ここで言う市外資源というのはどういうものを指すのか、あるいは体制はどのようなものなのか、具体的にはどのようなものなのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、市政刷新期間など第3条ですけれども、期間が30年3月29日まで、市長の任期中でございますが、その続き、この条例の規定により特例として置かれる副市長、教育委員及び監査委員は市政刷新期間を終了後においても当該任期中在職するものとあるが、ここで言う市政刷新期間というのはどういうことなのか。30年3月29日で終わるならば、当該任期中在職するということが、それはわかるんですが、終了後というのが意味がよく通じんわけです。この終了後においてもなおこの在職するというのが、もう少しこの意味がわかりませんので、その辺をひとつ詳しくお願いしたいと思います。

それから、副市長の定数の特例で第5条ですが、先ほど市長の説明では現在の副市長の給与、報酬は65万円です、月額、これを45万円と20万円に改めるというものでございますが、45万円にしても20万円にしても、部長級よりも安くなるのではないかとということがございます。こういうような低賃金で、市政を担う非常に重要な仕事をするのにこういう報酬で本当にいいんだろうかと。報酬というのは仕事に見合うものをもたらうわけですが、例えば第2の副市長を20万円でせえということになると、それぐらいの仕事しかできんんじゃないかということになりますし、同時に萩原市長におかれましては岡山市の市長もやられ、非常に経験豊富でございますので、2人も副市長を置かなくても十分対応できるだけの能力はお持ちであろうし、それから新しく市長に就任されてから精力的にこの活動をされております。そういう状態を見て、なかなかやられる市長だなというように拝見しておったわけですが、この2人制というのはもう一つ十分納得できないという気がするわけですが、その20万円の報酬、この辺についてお考えを説明願いたいと思います。

それから、常勤監査委員の給与ですが、第8条2項のところに常勤の監査委員の給料は14万100円とする、こういうようになっております。常勤でこの額というのは、先ほど副市長のところでも申し上げましたように、パートの賃金です。こういうような報酬、給料で実際に仕事ができるんだろうかなという気があります。

それから、この監査委員の関係については、地方自治法195条で普通公共団体の監査の定数は都道府県及び政令都市、25万以上の都市においては4名、その他の市及び町村においては2名とすると、ただしその条例で定数を増加することができるという項目がございますが、その中では人口規模とか財政規模とかあるいは公営企業の経営の有無、これらによって増員することができるとなっておりますが、新しい今度のものを見ますとそれほど2名増員をせにゃあいけんほど重要な案件があるとは思いません。先ほども言いましたように、市長は岡山市で、岡山市は70万の人口です、70万の人口規模でもやってこられた経験があるわけですから、十分対応することができるんじゃないかというように思うわけです。その辺について説明をお願いしたいと思います。

とりあえずこの条例については以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

市長、答弁は休憩の後をお願いします。

ただいまから10分間休憩します。

午前11時08分 休憩

---

午前11時19分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、再開をいたします。

市長の答弁から。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

それでは、本城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市政刷新の内容についての幾つかの御質問がありましたが、その中で情報公開についての最高水準を達成するという点につきましては、議員当然御案内だと思いますけども、全国のオンブズマン組織が各自自治体の情報公開度をランキングしておりまして、当市につきましては悪い。全国平均の点数が点数別で見ますと大体50点ぐらいになるんですけども、当市は29点。これは県内自治体の中での最下位グループであるとともに全国自治体の中での最下位グループに属しておりまして、簡単に言えば情報公開が最も進んでないグループになっておりまして、評価でいいますとCレベルに該当します。

最高水準というのはAレベルということになるろうかと思いますが、Aレベルになるために幾つかの指標がございます。議会並びに市当局で会議の内容をどこまで公開しているかとか、公開のときの手数料はどうかとか、あるいは情報公開に要する日数がどうかとか、さまざまな評価ポイントがあって、それを合算してオンブズマン組織が評定をいたしますので、非常に明確に最高水準になるかどうかは明らかに出てまいりますので、よろしく御理解を賜りたい。数年間にこの情報公開ランキングでAランクをとるとというのが最高水準という意味だと御理解を賜りたいと思います。ちなみに、今回の情報公開条例の改正が通りますと、恐らくはBランクぐらいには上がっていくというふうに考えてございます。

次に、市民協働の精神を市政全般に拡大するという点でございますけども、もちろん市政全般でございますのでその範囲は無限でございますが、今回の条例におきましては高齢者の方々とか、職業人生を一旦終わられて、あと年金等でお暮らしになっている方々がよし自分の能力を市政刷新のために使ってやろうというようなことの中で、先ほどお尋ねになった副市長の選任について御同意を、一生懸命やろうと、銭金じゃないんだということ頑張りやろうというような方々がおられまして、非常に卓越した能力を、議員はお認め



にならないかもしれませんが、銭金ではなくて仕事をしようという市民協働の精神で今回当市に来られて一生懸命仕事をされると、こういうことでございまして、それは副市長においても監査委員においても共通でございます。

続きまして、情報発信力及び市外資源の件でございますけれども、今申し上げているような条例の制定自身が恐らく相当の情報発信になると存じますけれども、そういった形でまず足元を固めた上で、当市に対していろんな意味での市外資源を導き入れる必要がある。一番大きな市外資源というのはやっぱり人材でございます。当市から転居等で流れ出している若い人たちやあるいはお子さんも含めて、何か津山に居住を移すとかいろんなことが起きてますけれども、そういった方々のまず流れをこちらに向けて、来ていただけるようにする。Iターン、Uターンの促進もあります。そういった人材資源を当市に導き入れること。

そして、その前提として、当然でございますけれども、1つには働く場所を確保するために企業の誘致をお願いすること、さらには学ぶ場を改善するための幾つかの誘致努力を行いたい。そして、さらに交付税や補助金、さまざまな財政措置がありますけれども、これをとれるだけとると、目いっぱいやっていくという努力を我々はしていかなければ、この厳しい財政状況を乗り越えて市勢が発展することにならないと、そういったところを念頭に市外資源の獲得ということを申し上げてあります。

そして、その体制につきましては、当然でありますけれども、今回の市政刷新条例において整備される人的資源がその対象の一つでございますけれども、もう一つはやはり議会の方々の御支援と議会各位におかれても市外資源獲得のために外へ出て商売をする、営業をするという御努力をお願いしたい、かく考えてございます。

それから、市政刷新期間とそれから任期の問題でございますけれども、簡単に申し上げればきょう任命をいたしますと4年間の任期がございまして、若干ずれるということがあるんで、そこはいいじゃないかと、ずれてもその4年間を全うしていただくということで書いた、念のための訓示規定でございます。

次に、給与の面につきましては、先ほど申し上げましたように、議員と私は若干この辺考え違まして、金もらわにゃ働かんというんじゃないかと、少しの金でも一生懸命働いていただく市民協働の方々の思いをここに生かそうというのが趣旨でございまして、何とぞ御理解をちょうだいできますようお願いいたします。

答弁漏れがございましたら、各担当のほうからお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（山本 雅彦君）

本城議員。

#### 12番（本城 宏道君）

市長の考えられておることは了解いたしました。

なお、この3条のところですが、当該任期中在職するものとするということですので、これは30年3月29日以降はこれは適用されることはないということですね。30年3月29日までの間ということで任期が終わるというように理解いたします。

それから、監査委員の関係ですが、ここでは常勤監査を置くという方向のようですが、ここでもさっき言いましたように非常に安い月給で雇うことになるわけですが、これに関連をして美作市一般職の任期つき職員を採用に関する条例というのがございまして、その施行規則の中に第1条で施行については必要な事項を定めるということが第1条に載っております。第2条の2項では、任命権者は任期を定めた採用の公正を期するため特に必要があると認めるときは行政運営に関しすぐれた見識を有する者の意見を聞くものとする、聞くものとするというように規定をされておるわけですが、この辺についての御意見は聞かれておるん

でしょうかどうなんでしょうか。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

重ねてのお尋ねでございますけれども、第3条につきましては任期が刷新期間を超えるものがあるので、その超える任期についてはそのまま在職をしていただくという趣旨でございますので、議員の御理解とは逆でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、常勤監査の問題あるいは任期つき職員の問題でございますけれども、本条例の趣旨はまず第1に市民の方々が今回の選挙において提示された市政を正しい方向に向ける、あるいは行政執行上の問題があるのであればそれを徹底的に正すという要請を踏まえて追加をさせていただいたものでございます。

給与につきましては、これも先ほど申し上げましたとおり、現在想定をいたしております任命予定者の方が年令年齢にも達していること、その他の事情及び御本人の意欲が高いといったことから、この給与で十分に活躍をしたい、する、できるということでこういう決定をいたしてございます。

また、当然市政の運営につきまして、さまざまな御意見を聞きながらやっておるわけでございますけれども、今回につきましてもこういった刷新条例をつくるために多くの方々の御意見を伺いましたが、その御意見の最も大きな出元は市民の方々御自身でございまして、きょうの傍聴席にもいらっしゃる多くの方々が市政刷新のための具体的なあり方について御意見を申し述べられ、また御案内のとおりオープン市長室というところにおきまして市民の方々の御意見をちょうだいしましたが、そのうち約3分の1は市政刷新についての御意見でございました。

私としましては、有識者という言葉の中に、当然でございますけれども、市政にお暮らしをなさっている、そして美作市に対する限りない愛情とそして危機感を持っていらっしゃる市民の方々の意見こそが識者の意見というふうに私は考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

本城議員、3回目です。

**12番（本城 宏道君）**

このたび市長は雲海の問題とかあるいは東粟倉工房とか、そういうものに関して監査要求をされております。この監査要求というのは、要求項目が限定されておって、それに対して監査をするということに、要求項目の事項について監査をするということになるわけですが、この監査委員を2名増員するということは監査要求に対しての問題が解決されれば、大体任務は終わるということになるのか、そのほかのことについてもやろうとされておるのか、この辺の解釈はどのようになるんでしょうか。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

お答え申し上げます。

監査につきましては、当面雲海その他の附属施設の運営問題ということについての監査と、それから事務執行の非常に重要な分野でございます契約業務についての妥当性という両項目を上げてございますことは御承知のとおりでございますけれども、これは結構幅広い問題を含み得るわけでございます。私としまして

は、まずこの両問題についてきちっと整理がされれば、市政刷新のある程度のところは達成できたものと考えられるかもしれない。そのときにほかに問題がなければ監査委員の増加については議会の方々とも御相談の上で停止をすることがあり得る。一方で、途中でまた新たな問題が発生をすれば継続的にやっていただく必要もございますし、さらに4年を超えてやっていただく必要がある可能性も否定できないということ念頭に置いてこの書き方をしたわけでございます。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

他に質疑はございますか。

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

選挙の公約のときから法令遵守ということを非常に言われておったわけで、私もそれは非常に気になったところではあるんですけども、法令遵守のために副市長さんを2人目を置くということなんですが、具体的にどのような計画というんですか、具体的にどのように市長さんがやられるのか。

それから、この45万円と20万円ということなんですが、1人は当然常勤で来られると思うんですが、この法令遵守の担当の副市長さんもこれは常勤で来られるんですか。その辺のところを具体的なことと、それから常勤かどうかと。その2つをちょっとお聞きします。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

お尋ねありがとうございます。

まず、常勤職でございますので、もちろん休みがあるとか市外でいろんな調査をするとか、そういうことはございますけれども、常勤の職として両副市長は当たっていただくように想定をいたしておるところでございます。

また、法令遵守につきましては、一番重要なことは日常業務において法令が遵守されていることを個々に確認をしながら職員の意識を法令遵守のほうに向けていくという地道な作業が必要でございますし、また市外との関係で市役所外との接触の中で法令遵守が不十分なケースにおきましてはその市役所外の方々に対してのお願いを含めて法令遵守活動を徹底していくという必要がございます。そういう観点からは、そういった活動を今までも経験を積んでこられた警察OBの方が妥当と考え、この議案がお認めいただきましたならばきょうの午後にでも具体的にお願いをすることになるかと思っております。

以上でございます。

**議長（山本 雅彦君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

先ほどの本城議員の質問の中にもあったんですが、東栗倉の問題あるいは雲海の問題にしても、これ法令遵守というのが徹底されてないというのがもう最大の原因と私は思っておりますが、その中で日常の業務の中でいろんなことをやっておるんですが、これは法令遵守ができてないというふうな事例が結構あるかと思うんですが、例えば金融機関ではこういう事例がありましたと、これはだめですよ、そういうのを回覧というんですか、そういうことをやって、週1ぐらいあるんです、金融機関あたりではこういう事例があるんで、これは絶対いけませんよと、そういうことを勉強しながらやっていく方法も一つの方法ではない

か。自分のやっておることが法令遵守になつとるんかなくなつてないかわからないままやつとるというのがただ多く見られると思うんですが、その辺で具体的にこれから職員の間でどういうふうにやっていただけるんか、具体的なことがあれば教えてください。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

今議員が御提案になりました事例研究ということにつきましては、非常に有効な御提案として前向きに検討いたします。

加えまして、ただいまも現在起こってございますけども、全ての起案に対して根拠法令、根拠条文をきちんと明確にするという作業をしております、ざっと言いますとこの3週間ぐらいでその根拠法令が不明であったりあるいは一般的な意味での手続が不明確であった起案について、決裁をせずに補正をして是正をした上で再起案を要請するといった事例が発生してございます。そういう事例が発生しますと、その部局においては非常に速い、瞬間的な感じで課内にあるいは部内に法令に対する意識が広がっているという実態がございまして、その実態を今度はまた総括をして横に並べて、今おっしゃったようにこういう事例があったということをとともに勉強する機会を設けることができればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（山本 雅彦君）**

他に質疑は。

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

賛成するんですが、副市長の問題で、第2項で第2副市長で条例第4条第2項に規定する副市長という格好で、前条例の2項の副市長が20万円という格好になつとんですが、非常に僕は恣意的だと思つとんです。その点では副市長という名前がつくんですから、当然同じレベルで45万円なら45万円にするべきだというふうに思います。

それから、萩原市長、ちょっと僕は注意をしたいというふうに思うんですが、やはり警察OBという格好は余りにも内向き過ぎると思うんです。法令が実際には到達しとらん部分もあると思うんですけど、しかし監査役を6名にすると、しかもそこには若干の警察官も入るんじゃないかという、その点では美作市がよりやっぱり不明瞭な市政がずっと続いとったという格好になって、対外的には非常に評判が悪いという格好になるんで、余りにも警察OBという格好やこうを使うべきでないと思はうんです。

その点では警察官に対する私の評価は余りよくないんですが、そういう点ではちゃんと市政が円滑に行くと、そういう点での手助けとして市長、副市長を2人制にすると。しかも私は萩原市長に期待しとったんですが、警察OBでなしに給料もちゃんと与えて、自治省の、総務省の幹部を1人連れてくるというような、さっき言われた、要するに交付税を100%以上にとってくるというためには、やっぱりどういう体制が必要なんかという問題を含めて副市長問題も考えてほしいというふうに思っておったんですが、その点では私の期待には反しとるわけですけど、そういうことに対して萩原市長が美作市民に対する内向き、市政に対する内向き過ぎでの調査研究あるいは監査要求、いろんな意味でのその問題は明らかにせにゃいけんし、きちつとしたものをつくり出さにゃいけんと思はうんですけど、余りにもその人たちの人材を厚くし過ぎるといふ点ではちょっと私は行き過ぎじゃないかというふうに思うんですが、その点での萩原市長の考え方を教えてください。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

2つお答えいたしますが、1つはとりに行く部分、交付税につきましては私がやります、御安心をいただきたい。それから、もちろん今後ろに控えていらっしゃる市職員の方々もその意識でやってまいります、守るべきところを固めた上で外に出るということは必要だと思いますので、こういった人事案をお願いをしているというのが1点です。

2点目は、これは選挙を通じて得られた民意がこの人事案にはしっかりあらわれていて、それは内向きというよりもむしろこれですっきりさせて美作市の評判をよくするという効果が必ずあると思います。もう既にいろいろマスコミ等から伝わったものかどうかは別として、私の耳に来る市民の方々の意見を聞きますと内向きで暗いというのは一切ございませんので、御安心を賜りますようお願いをいたしまして、答弁いたします。

**議長（山本 雅彦君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

それで結構です。しかし、そりゃ市長、何ぼ言われても私が考えた人事というか、そういう条例に対する考え方としての評価点というのは若干低いと。やっぱり内向きというのは、警察が、言うたら監査委員も入ったり、しかも副市長で出てきたりというような、美作市がこれ以上悪いことがあるんだろうかというイメージを与えるということだけはちゃんとしとんで、その点だけではなくするという努力と、交付税に対しては一本算定ですか、一本算定で28億円は下がるわけですから、その点ではちゃんとやっぱり市長が保証するというぐらいな姿勢を持ってやってほしいというふうに切に思います。よろしくお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

要望でよろしいか。

**11番（西元 進一君）**

いや、あればしてください。

**議長（山本 雅彦君）**

市長、答弁ありますか。

**市長（萩原 誠司君）**

ありません。

**議長（山本 雅彦君）**

他に質疑はございますか。

尾高議員。

**9番（尾高 誉久君）**

9番尾高です。

市長の思いというのが非常に伝わってくるなど。3月31日に登庁されて以来、まだ一月がたっていないにもかかわらず、公約でおっしゃられたことを即実行されてると。まさに王陽明の陽明学を師事されてるのかなど。知行合一というんですか、知行一というんですか、が考えたらすぐに行動に起こすと。これが明治維新をつくってきた幕末の彼らの大きな原動力になった学問だと思いますが、そのことを非常に感じる中であって、これも恐らく市長の思いからされているんだと思うんで、その思いを聞きたいと思います。

第6条の教育委員の行政の6人以内の体制で行うということで、今衆議院入りしているのが例の皆さん御

存じのように、教育長問題にしても任命、罷免の問題を首長一本化するべきじゃないかということがこれからけんけんがくがく議論されると思いますが、このことは長い大きな命題であったのではないだろうかとも私もおもっております。その中であってこの6人にされるというのは、先ほども外から人材を採ってくることも大事だけれども、人材を育成するんだというお気持ちじゃないかなと。

4月8日に美作中学校入学式がございまして、伊原木知事が来られて入学式の挨拶をされた。これは私の記憶では過去になかったことであり、それを要請されたのが10歳年上の萩原市長57歳の方で、伊原木知事は47歳だとたしかおもっておりますが、大先輩から言われたので来なきゃいけないというようなことでしたが、本当にすばらしい入学式であったと思っておりますが、その思いというのがかなり学力等低下の問題は以前からも議論されるところでございまして、6人体制というのは岡山県では総社市ぐらいだと思うんです、私の知る限りじゃ。だから、この1人ふやすことの思いというものが市長にはあるんじゃないかと、その思いをお聞かせいただきたいと思っております。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

お尋ねありがとうございます。

なぜ増員するかということでございますけれども、それは目的的に言いますと教育委員の方々の教育指導能力を高めるということでございます。

さらに背景を申し上げますと、5名の委員の方々の選任についての今までの当市の考え方が地域代表的なものになっているわけございまして、これはこれとしてある意味合併の経過から出てきた当然のことではございますけれども、その形ですとやりますと、悪くすれば我田引水的な発想が教育委員会に出る可能性がございます。私どもとしましては、今後におきましては、例えばある委員は大学教育との関係を理解をしている、ある委員は職業教育について理解が深い、ある委員は高等教育、高等学校教育についての非常にいい経験を持っている、こんな形にすることによって子どもたちの成長に対しあるいは教育人事に対しいい効果が与えられるものと思っております。その出発点として6名増員することによって5名を一応保ちながら、新しい方向に教育委員会の委員の方々の人的構成を厚くするというのが私の思いでございます。どうぞ御理解賜りますようお願いをいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

尾高議員。

**9番（尾高 誉久君）**

理解いたしました。

それで、市長は皆さん御存じのように国会議員も岡山市長もやられた方で、私は実は後期高齢者の議員をやっております。非常に議会に出てびっくりしたのは、10人ぐらいの某市長、南のほうの市長欠席なんです、ずっと欠席というようなことがある中であって、今岡山県には15市あると思っております。その中で最も人口が少ないのが美作市であると思うんですが、人材において人口の問題じゃなくて、さんしょは小粒でぴりりと辛いという意味で、かなり辛いどころではなく激辛だと思いますが、萩原市長を迎えたことによりまして、岡山県の会長はたしか玉野市の市長じゃないかと思っております。高齢者も玉野市の市長がやっとならるんですが、ぜひとも、任期がいつ、改選がいつなのか私は知りませんが、トップセールスということになりますと肩書というものは結構大事なものであるなと思っておりますので、ぜひとも岡山県の15市の中でのトップということを強くお願いしたいんです。

これは答弁じゃなくて思いますが、既成概念を変えていくと、私の考え方というのが既成概念を変えらるということで、全く非常に共感を持つところは、年をとったらもう働かないんじゃないじゃなくて、元気な年寄りも働いてもらわなきゃ困るんだと、甘やかしゃしませんよというのがこれは年をとった人に思う思いやりじゃないかなと。どうぞどうぞじっとしててくださいというのが決して思いやりじゃなくて、働いてもらわなきゃ困るじゃないかという思いやりを持ってやっていかれるという気持ちじゃないかと私は理解しておりますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

**議長（山本 雅彦君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

今回の市民協働において多くの普通の地域で言えば高齢者の方々に御登場いただいているのは、これも市民の方々が選挙を通じて示されたまさに行動であり意識でございました。その意識の中心部分是我々は年は一定の年齢に達していても青年団の延長線のような気持ちでやってるんだと。銭やこうはもう貯まってるからようけは要りゃあへんけども、一生懸命市政のために、そして地域のため頑張るぞという本当に美しい当市の市民の方々の姿でありまして、それに私も感動いたしましてこういう方向にかじを切った。私の思いと市民の思いは同じでありますし、今の議員の思いも多分それと同じだと思います。どうぞよろしく願いいたします。

〔9番尾高誉久君「わかりました」と呼ぶ〕

**議長（山本 雅彦君）**

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

質疑なしと認め、質疑を終了します。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

先ほどの質疑の中でいろいろお聞かせ願ったわけですが、私はこの副市長を2名にするということは、先ほどの質疑の中でも申し上げましたように70万を超えるような岡山市の市長をされた人が安い賃金で20万円そこそこの副市長を置くということについては納得がいけないと。もともと副市長、現在の条例では1名ということになっておりますが、2名のときもあったわけですが。これは市民の皆さん方の意見によって副市長2名も要らんんじゃないかというようなことで1名にしたわけです。しかもそれにかわる政策審議監というものを置いて副市長がやるべき仕事を政策審議監がやるというような格好で来たわけですから、あえて2名にするということにはならないというように思います。

また、6条で言う教育委員の定数についても、市長の説明では教育の指導力を高めるといってごさいますが、当然指導力は高めてもらわにやいけませんけれども、現場の職員が今でも過重な労働になっておるというように聞いておりますが、これがもっと厳しくなって、生徒に直接いんなアドバイスをする、個人的な指導をするというようなことができんのではないかと思うんです。今デイリー何とかということ、子どもの日常の時間割り、活動を報告したことに対して担任の先生がそれぞれ適切な指導の言葉を書いておられるのを見ておりますが、こういうことができんようになってくりにせんかなというような気がするわけです。

また、監査委員の定数にしても今2人ですけれども、この監査委員は今おられる方がお粗末な監査をしておると、監査そのものを否定をする状況になってきておるわけです。4名以内という表現になっておりますから、これが現在の監査委員を含めて実際に4名になるのか2名になるのかあるいは3名になるのか、その辺のことは定かじゃございませぬけれども、それにしても少し問題があるんじゃないかなというように思います。

常勤監査については、それはいいことだなというように思いますが、これらのことがございまして、私はこの条例については賛成できないということを表明しておきます。

**議長（山本 雅彦君）**

賛成討論はございますか。

尾高議員。

**9番（尾高 誉久君）**

私は全く逆で、先ほども言いましたように物事を常に過去の前例、判例にとらわれてやってたんでは改革というか刷新はできない。新たなことをやる、特に考えたらすぐにやる。これは孫子の兵法で言う、風林火山も孫子の兵法ですが、風のごとく動き山のごとく動かないのが行政だ、また議会でもあり市政だと考えております。このことについて、高齢者の方を金ではなくて生きがいという部分からも、恐らくこれからはたしか高齢者の方を送迎する云々というのこれから施行していかれるように書かれてあったと思うんですが、大いに少子・高齢化が叫ばれる中で打ち出の小づちで子どもさんがぼんぼんぼんぼん出てくるわけじゃないんです。だったら、ならば既成概念を撤廃して新たな概念で進めるという萩原市長の特に5条の考え方は本当にすばらしい考え方だと私は思っております。

以上です。

**議長（山本 雅彦君）**

反対の討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成の討論ございますか。

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

先ほど尾高議員が賛成討論されたんですが、5条の関係でこの中で恐らく年金の話がされました。それで、これはいろいろとまた議論はあると思います。多額の年金をもらっておると、そこの中での報酬というのを考えていくと。これ新しい発想だと思うんですが、これをそのままやるとまたそうかなと、人材に限られてくるという部分もあるんですが、ただこういう発想をこれからやっていくべきではないかなと。まだまだ賛否両論あると思いますが、そういった中、私は非常に評価をしたいなと思っております。



それから、教育委員の関係につきましても、先ほど説明されたように昔の教育と現在の教育というのは全く違ってきております。要するに多様化でございます。昔私らが小学校で習った時分は、悪く言えば放り込んで、もうわかるやつもわからんやつも一緒くたにしてやりようだったんですが、現在の教育というのは全く違ってきております。そういった中で、非常に委員が1人ふえるということは口数がふえるということで、この口数がふえるというのは大変いいことになると思っております。

それから、監査委員の件ですけれども、以前にも私は一般質問やそれから議案質疑の中で今の監査というのはほとんど機能していないと、東栗倉の問題にしても大芦高原の問題にしても監査意見というのをなぜ出してくれんかと、数字が合つとるとか合うとるとか、それだけの監査では困るんだということも発言をしてみましたので、この監査の強化についても非常に期待をしておりますので、賛成をいたします。

**議長（山本 雅彦君）**

他に討論はございますか。

西元議員。

〔11番西元進一君「賛成討論」と呼ぶ〕

**11番（西元 進一君）**

賛成します。

萩原市長が大胆に市民要求というか、市民に対して深く入られて聞かれた内容がこの条例に反映されとるというふうには私は考えております。そういう点では、いろんな意見も私も含めて条例に対しても持っておりますが、しかし今求められている市民的なサイドからの要望と、市に対する要望というものはこの条例案に対する対し方が集約された対し方だというふうには私は思っております。そういう点では、矛盾もいろんな大きな問題も抱えながらですが、やはり清濁あわせてでもという政治の中では美作市が健全に刷新されていくと、そういう点での人材であるし、条例であるというふうに評価して、私は賛成したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**議長（山本 雅彦君）**

他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例の制定について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ただいまより1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

午前中に引き続き会議を開きます。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

午前中の発言の中で監査のことにちょっと誤解を生じとる部分がありますので、発言をお許しください。

私が申し上げたのは、市の出資する第三セクターについて、この監査のことも市がある程度の関与をしておるといことも含めて、第三セクターについての監査意見が当然破綻したときになかったということに対して私はどうかと、監査をもうちょっと強化していただきたいなど。ワンクッション置くんではございますが、市の監査について申し上げたわけではございませんので、御了解をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続きまして議案第50号「みまさかの地酒で乾杯を推進する条例の制定について」でございますが、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

西元議員。

11番（西元 進一君）

結構です。結構ですけど、勝田でも地酒があるんです。それで、山田錦という勝田地域だけでもないと思うんですが、米をつかってわざわざ山田錦の酒をつかっております。そういう点では、乾杯の節にはそこにも若干入れたいほしいということで、名前だけ入れておいてほしいという希望をしときます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

この条例につきましては、全国あちこちで今出ておるところでございます、その中で新聞報道にもありましたように、飲酒を、日本酒を強制するというような意見も出たことあるんですが、ここの第6条、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとするところがございまして、これは非常にいいのではないかと思います、美作のお酒の中で私現在把握しておるのは酒造場、会社として残っておるとするのが私の記憶では5つあります。ただ、実際にお酒を自分ところでつくっておるのは1社のみという非常に厳しい状況にはなっております。

我々の嗜好の問題もあるんですが、もうちょっと踏み込んだのが欲しかったと思うんですが、例えば純米酒あたりのこととか、そういうことがあったほうがえかったかとは思いますが、非常に美作市、旅館それから飲食店、たくさんございますが、これを具体的にどういうふうに進めるのか。例えばステッカーみたいなのをこしらえて、ゲラでも何でもいいですけど、店においていただくとか、積極的に運動してやるのか、これ非常に私今まで見ようって、条例を施行したのはいいんだけどもなかなか実行が伴ってないと。これを施行したけど本当にうまく条例のとおりいっとるのかなという非常に疑問に思う部分もございます。

それで我々の嗜好も問題なんです、どうしても皆さん店行かれたらわかるんですが、灘の大手のお酒、非常に安いです。それで、地酒につきましては、非常に価格が値崩れしないで高い水準で推移しとると。その中でどうやってこれを推進していくのかな。具体的に標章の部分もあるんですが、これをピラなんか配って啓蒙していくと。私らも当然この条例がございまして、持ち込みもあつたりとかいろいろあるんですが、積極的にやっていきたいと思いますが、具体的にこの条例の施行に当たりどういうふうなことを考えられておるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

お答えいたします。

私は既に条例を踏まえて努力をしておるんですけども、お店に行ったら地酒が、先ほどの西元さんの件で言えばたしか勝田という名称だったんですけど、それはありますかと聞いて、ぜひなければ入れてくださいとお願いをして回るとるんですけども、地酒の銘柄、酒名でいいますと武蔵とか白梅とか勝田とか、どぶろくが2種類ぐらいございまして、それらについて議員の皆さんにおかれてもお店に行ったら聞いてみると。やっぱり消費者である私たちが運動を展開すること、そしてその中で条例制定にかかわった私ども市職員及び議会の方々にその先陣を切って行政活動をしていただくというのをまずは大切な出発点として考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

非常に日本酒は今厳しい状況にあるんですけども、やりようによっては本当に地域の特産物にもなっていくというふうに思っております。私どもきき酒なんか時々行くんですけども、いつきは成績が物すごくよかったんですが、最近ちょっと低迷してるんですけど、その中で本当に皆さん日本酒が嫌いになったのは私まずいお酒ばかり飲んだからじゃなかろうかなと思っておる部分もございまして、本当に地酒の例えば一番高いお酒というのは純米大吟醸というのがあるんですけど、そのあたりを皆さんここにおられる方も飲んでいただければ、日本酒というのはこんなにおいしいもんじゃなというのがわかると思います。そういうのも含めて、具体的に、例えば主催がどこになるかわかりませんが、地元の酒を集めてきき酒大会をやるとか、そういうふうなことができれば、主催はどこになるかわかりませんが、そういう運動も展開していればこの条例が非常に生きてくるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

要望でよろしい。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結をいたします。

これより採決を行います。

議案第50号「みまさかの地酒で乾杯を推進する条例の制定について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時08分 休憩

午後1時18分 再開

**議長（山本 雅彦君）**

再開をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、市長、教育長、政策審議監、担当部長、部長心得出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

休憩中に執行部より追加同意を提出したい旨の申し出があり、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

新たに追加議案は、同意第9号「副市長選任について」、同意第10号「教育委員会委員の任命について」、同意第11号「監査委員の選任について」、同意第12号「監査委員の選任について」、同意第13号「監査委員の選任について」の5件であります。日程に追加し、追加日程第1として上程し、即決案件といたします。なお、5件につきましては、人事案件でございますので、討論を省略し、提案説明の後、質疑、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、「副市長の選任について」、「教育委員会委員の任命について」、「監査委員の選任について」、3件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第9号「副市長の選任について」、同意第10号「教育委員会委員の任命について」、同意第11号から同意第13号「監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**追加日程第1**      **同意第9号「副市長の選任について」**  
**同意第10号「教育委員会委員の任命について」**  
**同意第11号「監査委員の選任について」**  
**同意第12号「監査委員の選任について」**  
**同意第13号「監査委員の選任について」**

**議長（山本 雅彦君）**

それでは、追加日程第1、同意第9号「副市長の選任について」、市長より提案説明を求めます。  
市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま上程いただきました同意第9号「副市長の選任について」、御説明をいたします。

美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例を可決をしていただきました。そのことに伴いまして、新たに横山博光氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は昭和39年に岡山県警察官に任命され、その後、御津、現在では岡山北でございますけれども、警察署長、勝英、現在の美作でございますけれども、警察署長の要職を歴任され、平成17年3月警察官を退官された後は株式会社天満屋、株式会社岡山マスカット警備、岡山市内税理士事務所の顧問などを歴任しておられます。同氏は行動力がすぐれ、また剛柔備えた方で、非常に私どもの市政を円滑にかつ遵法意識高く執行するために重要な役割を果たしていかれると確信をいたしてございます。

経歴等につきましては、配付をさせていただきました資料を御確認いただきますようお願いいたします。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第9号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第9号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

〔「議長、投票でお願いしたいんです」と呼ぶ者あり〕

ただいま投票という意見がございました。

お諮りをいたします。

これは記名投票もしくは無記名投票がございますけれども、今会議規則第71条の規定により、出席議員2人以上からの要求が必要であります。この点についていかがでございましょうか。

〔「賛成します」と呼ぶ者あり〕

それでは、この要求に対して賛成の方の起立を求めます。

〔起立2名以上〕

**議長（山本 雅彦君）**

4名。2名以上からの要求がございますので、この採決については無記名投票で行いたいと思います。議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番安本博則議員、5番谷本有造議員を指名いたします。

念のため申し上げます。会議規則第72条の規定により本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって、否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

**議長（山本 雅彦君）**

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

**議会事務局課長（皆木 敏治君）**

それでは、失礼いたします。

〔点呼・投票〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

4番安本博則議員、5番谷本有造議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票の結果を報告をいたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 14票

反対 3票

以上のとおりであります。

したがって、同意第9号は承認することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、同意第10号「教育委員会委員の任命について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第10号「教育委員会委員の任命について」、御説明いたします。

美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例を可決していただきましたことに伴いまして、新たに杉山知子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は昭和52年から美作短期大学に勤務され、平成8年4月からは美作女子大学の生活科学部の教授として御活躍されておられ、また平成12年4月に津山市の教育委員に任命され、平成16年12月から1年間教育委員長を務められております。現在、津山東高等学校評議員、津山市文化財保護委員、岡山県文化振興審議会委員に就任されており、教育に関し豊富な経験と知識を有しておられるとともに、生徒・児童等の学力向上についての指導能力を有する方としてふさわしいと考えております。

経歴等につきましては、配付をさせていただきました資料を御確認いただきたいと思います。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第10号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第10号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第10号「教育委員会委員の任命について」、本件について賛成の方の起立を……。

山本委員。

**8番（山本 重行君）**

この件につきましても、投票でお願いしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま発言がございまして、投票ということですが、これに賛同される方はいらっしゃいますか。

〔起立2名以上〕

**議長（山本 雅彦君）**

2名以上賛同者がいらっしゃいます。

無記名投票といたしたいと思いますので、この採決については無記名投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番則本陽介議員、7番萬代師一議員を指名いたします。

念のため申し上げます。会議規則第72条の規定により、本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって、否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

**議長（山本 雅彦君）**

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

**議会事務局課長（皆木 敏治君）**

〔点呼・投票〕

**議長（山本 雅彦君）**



投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

6番則本陽介議員、7番萬代師一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 1票

以上のおりです。

したがいまして、同意第10号は承認することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

**議長（山本 雅彦君）**

続きまして、同意第11号「監査委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第11号「監査委員の選任について」、御説明いたします。

美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例を可決していただきましたことに伴い、新たに窪田功氏を監査委員に任命いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は昭和33年郵政省に採用され、平成10年に退職される間、北陸郵政局財務部計画課長、金沢郵便貯金会館総支配人等の要職を歴任され、また松山市行政改革推進委員会委員を歴任されておられ、適任者であると考えております。

経歴等につきましては、配付をいたしました資料を御確認ください。御審議の上、何とぞ御同意をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第11号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規

定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第11号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

山本議員。

**8番（山本 重行君）**

この件につきましても、投票でお願いしたいと思います。

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま投票という声がありました。

これに賛同される方。

〔起立2名以上〕

**議長（山本 雅彦君）**

2名以上の賛同がございますので、これは記名投票または無記名投票ということでございますが、無記名投票でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいま無記名投票ということになりましたので、会議規則第71条の規定により、先ほどございましたが出席議員2名以上からの要求がありました。

この採決については無記名投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

**議長（山本 雅彦君）**

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番山本重行議員、9番尾高誉久議員を指名いたします。

念のため申し上げます。会議規則第72条の規定により、本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条の規定によって、否とみなします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

**議長（山本 雅彦君）**

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（山本 雅彦君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

議会事務局課長（皆木 敏治君）

〔点呼・投票〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

8番山本重行議員、9番尾高誉久議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（山本 雅彦君）

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 12票

反対 5票

以上のとおりであります。

したがいまして、同意第11号は承認することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、同意第12号「監査委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第12号「監査委員の選任について」、御説明をいたします。

先ほどの件と同じく、刷新条例の可決に伴いまして新たに高田修平氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は昭和48年に岡山県警察官を拝命され、平成19年に退職される間、笠岡警察署副署長、警察本部生活安全部少年課理事官等の要職を歴任されておられ、適任者であると考えております。

経歴等につきましては、配付いたしました資料を御確認いただきますようお願いいたします。御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第12号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第12号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第12号「監査委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（山本 雅彦君）**

全員賛成。よって、同意第12号は承認することに決定をいたしました。

続きまして、追加日程第1、同意第13号「監査委員の選任について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程いただきました同意第13号「監査委員の選任について」、御説明をいたします。

平成26年4月30日付での監査委員の方1名の御辞職に伴いまして、新たにその後任として松本妙子氏を選任いたしたく、地方自治法の関係規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は昭和43年に英田町役場に採用され、平成19年に退職されるまでの間、教育総務課主幹、分室長補佐等を歴任されておられ、適任者であると考えてございます。

経歴等につきましては、配付させていただきました資料を御確認賜りますようお願いいたします。御審議の上、何とぞ御同意をいただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（山本 雅彦君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

なしと認めます。

次に、同意第13号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。よって、同意第13号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、同意第13号「監査委員の選任について」、本件について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（山本 雅彦君）**

賛成多数。よって、同意第13号は承認することに決定をいたしました。

以上で今議会の日程は全て終了をいたしました。

お諮りいたします。

今臨時会……。

万歳議員。

**15番（万歳 紘行君）**

発言の許可をいただきたい。

**議長（山本 雅彦君）**

許可いたします。

**15番（万歳 紘行君）**

15番万歳でございます。

今臨時会で今執行部のほうから提案された議題、全て同意ということになりましたけれども、今回の萩原市政に対して多くの市民が期待をされております。同時に我々議会といたしましても合併10年目の節目に向かい、市政に対する議会に対する評価も厳しいものがある、このように自覚をいたしておりますけれども、執行部並びに我々議会、この10年目を迎える美作市政に対してしっかり市民目線で諸課題に対応すると、こういう気持ちでこの本会議場で意思の確認をしていきたい。執行部、議員ともども市民のためにしっかり頑張るぞと、私がかげ声を上げて申し上げるので、賛同していただける諸君の皆さん方にはひとつ右手拳を上げて、おおと声高らかに賛同していただきたい。このことを議長よろしくお願いします。

はい、それでは我々執行部ともども議会10周年節目を迎えてしっかり頑張るぞ、おお。

ありがとうございました。終わります。

**議長（山本 雅彦君）**

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（山本 雅彦君）**

異議なしと認めます。

以上をもって平成26年第2回4月美作市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成26年4月18日

美作市議会議長 山本雅彦

会議録署名議員 鈴木悦子

会議録署名議員 重平直樹